

令和8年3月
法務省民事局

問題の所在

海賊版の発信者及びプラットフォーム事業者は、海賊版の発信により、権利者の権利を侵害し、広告料収入を得ていた場合に、その収入の全部又は一部について、権利者に支払う義務を負うか。

(参考) 知財推進計画2025 「海賊版に関して生ずる広告収入に係る民事上の請求権の考え方について、周知を行う。」

不法行為に基づく損害賠償請求

●発信者及びプラットフォーム事業者

- 権利侵害につき**故意又は過失**がある場合（※1）には、**不法行為に基づき、著作権者に生じた損害について、損害賠償義務**が生じ得る（※2）。

※1 プラットフォーム事業者については、民法第709条のほか、情報流通プラットフォーム対処法第3条第1項所定の要件を満たす必要あり。

※2 故意過失による著作権侵害によって利益を得た場合には、その利益の額は、損害額と推定される（著作権法第114条第2項）。

不当利得に基づく返還請求

●発信者

- 海賊版の発信により他人の権利を侵害した場合には、その故意又は過失がなくても、**当該権利の客観的価値に相当する価額**（一般的な著作権の利用料相当額）について、**不当利得返還義務**が生じ得ると解されている。

●プラットフォーム事業者

- プラットフォーム事業者は、直接の権利侵害主体ではなく、このような場合の不当利得返還義務の有無について、直接言及した裁判例・学説は、現時点では見当たらず、解釈に委ねられている。
- もっとも、例えば、プラットフォーム事業者が、個別具体的な事情の下で、権利者に対する**権利侵害を行っている**と評価することができる場合は、**発信者と同様、不当利得返還義務が生じ得る**と考えられる。
- 裁判例では、**侵害態様、著作権者からの申入れの態様、発信者の対応等から、プラットフォーム事業者による投稿の放置自体が著作権侵害行為と評価できる場合がある**とされている（東京高判平成17年3月3日判時1893号126頁、知財高判平成24年2月14日判時2161号86頁）。

海賊版に関する民事上の請求について

参考条文

●民法（明治29年法律第89号）

（不当利得の返還義務）

第703条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

（不法行為による損害賠償）

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

●特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）

（損害賠償責任の制限）

第3条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であつて、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

2 （略）

●著作権法（昭和45年法律第48号）

（損害の額の推定等）第百十四条 （略）

2 著作権者、出版権者又は著作隣接権者が故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する。

裁判例

【東京高判平成17年3月3日判時1893号126頁】

自己が提供し発言削除についての最終権限を有する掲示板の運営者は、これに書き込まれた発言が著作権侵害（公衆送信権の侵害）に当たるときには、そのような発言の提供の場を設けた者として、その侵害行為を放置している場合には、その**侵害態様、著作権者からの申し入れの態様、さらには発言者の対応いかんによっては、その放置自体が著作権侵害行為と評価すべき場合もあるというべきである**とした上で、掲示板の各発言の記載自体は著作権侵害であることが極めて容易に認識し得た態様のものであること、被控訴人は、控訴人側からの通知を受けた際には、直ちに著作権侵害行為に当たる発言掲示板に書き込まれていることを認識することができ、発言者に照会するまでもなく削除すべきであったのに、発言者に照会すらせず何らの是正措置もとらなかった等として、不法行為責任を認めた。

【知財高判平成24年2月14日判時2161号86頁】

ウェブページの運営者が、単に出店者によるウェブページの開設のための環境等を整備するにとどまらず、運営システムの提供・出店者からの出店申込みの許否・出店者へのサービスの一時停止や出店停止等の管理・支配を行い、出店者からの基本出店料やシステム利用料の受領等の利益を受けている者であつて、**その者が出店者による商標権侵害があることを知ったとき又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるに至ったときは、その後の合理的期間内に侵害内容のウェブページからの削除がなされない限り、上記期間経過後から商標権者はウェブページの運営者に対し、商標権侵害を理由に、出店者に対するのと同様の差止請求と損害賠償請求をすることができると解するのが相当であるとした上で、商標権侵害の商品展示日から削除日まで最大約80日を要しているが、ウェブページ運営者が商標権侵害の事実を知ったときから8日以内という合理的期間内にこれを是正したとして、商標権侵害及び不正競争行為該当性を否定した。**